

令和3年2月19日  
文化庁長官決定

## 1. 趣 旨

この要項は、文化芸術振興費補助金（地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業（国内需要喚起型））交付要綱（令和3年2月19日文化庁長官決定）に基づき、事業実施に要する経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 補助対象事業

「地域ゆかりの文化資産」の貸与を受け、地域の歴史・文化・風土を魅力的に展示・解説する展覧会事業であって、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるインバウンド需要の急激な減少により大きな影響を被った国内観光需要を喚起し、地方への誘客の促進に資するもの。

## 3. 補助事業者

地方公共団体、博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に基づく登録博物館若しくは同法第29条に基づく博物館相当施設、又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条第1項但し書きに基づく公開承認施設、その他文化庁長官が認める施設。以下同じ。）、又は地方公共団体若しくは博物館を構成員とする実行委員会等とする。

## 4. 補助対象経費

別表のとおりとする。

## 5. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1を上限とする。

ただし、実施によって観光客の増加及び満足度の向上に高く寄与すると認められる場合において、補助事業者の財政状況、事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。補助対象経費の3分の2を上限とする。特に必要と認められる調整の要件は、以下の（1）から（4）とする。

- （1）観光庁に登録された日本版DMO（日本版DMO候補法人は除く）と協働して実施するプロジェクトである場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- （2）当該年度に、国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- （3）補助事業者の財政規模が一定の割合である場合には、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。

（ア）地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下：10%加算

※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値

の過去3年間の平均値

(イ) 民間団体の場合＝事業規模指数が0.1以上：10%加算

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

法人の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額

実績がない場合は当該年度の収入見込額

(4) 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案」(令和2年2月7日閣議決定)に規定する拠点計画又は地域計画について、主務大臣の認定を受けた又は認定の申請を事業実施年度内に計画している施設において行うものである場合には、下記のとおり補助率の加算を行うことができる。なお、①又は②を適用する場合は、それぞれ

(1) 又は (4) は適用しない。

①施設内外の美術、文化財、伝統芸能、現代舞台芸術、メディア芸術、生活文化などの複数分野の文化芸術が連携しつつ、AIなどの最先端技術を導入する取組を行うものである場合：10%加算

②拠点計画又は地域計画における文化観光推進事業者と協働して実施する取組である場合：5%加算

別表

	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
主たる事業費	地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会に必要な経費	事業費	コーディネーター料	有期雇用経費	外部専門の人材の雇用経費 ※人事に関する規程・規則をもとに設定するなど根拠を示すこと。
			賃金	事務員賃金  非常勤事務員賃金 作業員賃金 会場整理等賃金 資料整理等賃金 〇〇賃金	期間業務職員として雇用する場合のみ ※人事に関する規程・規則をもとに設定するなど根拠を示すこと。 臨時に雇用する場合のみ 〃 〃 〃 〃
			共済費	社会保険料  福利厚生費 傷害保険料 〇〇保険料	本事業のために雇用された賃金職員の事業主負担分のみ 同上のうち、健康診断に限る ボランティア保険等 危険作業を伴う等、特に必要な場合に限る
			報償費	講師等謝金 指導謝金 原稿執筆謝金 翻訳謝金 出演料 〇〇謝金	補助事業者(構成員等を含む)は対象外
			旅費	普通旅費 特別旅費	職員旅費, 連絡旅費 外部委員等旅費
			使用料及び借料	会場等借料 〇〇使用料 〇〇借料 〇〇損料	会場, 機材等借料 作品掲載料等 作品借料等
			役務費	保管料 通信運搬費 広告宣伝料 作品保険料 〇〇保険料 〇〇手数料 雑役務費	輸送保険料, 火災保険料等 振込手数料等
			委託費	調査委託費 〇〇委託費  〇〇請負費	展覧会運営, 映像・録音記録等
			請負費		会場設営・撤去等
			備品購入費 需用費	消耗品費 印刷製本費 通信費 郵送料 会議費 その他需用費	機械器具等  単価が10万円(税込)以下のものに限る 報告書印刷費, コピー代等